

乗 船 名 簿

免許証番号 (免許証右上の13桁の番号)	第 号		
船長名		貸し舟の利用日	年 月 日
貸し舟の馬力		オプション有無	
小型船舶免許の有効期限		ご利用回数 (当店貸し舟の利用回数)	
初めての方にお伺いします。 ティラーハンドルの運転経験はありますか？	はい or いいえ ※ティラーハンドルとは、船の後方に座り、本体から 伸びている棒状のハンドルを操作する操舵方式です。	初めての方にお伺いします。 免許取得後に運転の経験はありますか？	はい or いいえ
出港予定時刻		帰港予定時刻 (最大16時まで)	
行先 (可能エリアは内海町周辺のみ)		対象魚	
緊急連絡先/続柄 (乗船者以外の連絡先)	/		

NO.	乗船者氏名	血液型	住所	電話番号
1	(船長)			
2	(同乗者)			
3	(同乗者)			
4	(同乗者)			
5	(同乗者)			
6	(同乗者)			

お客様よりお預かりした個人情報は、お客様に対するサービスのご提供、お問合せ対応、当社のサービスやキャンペーンのご案内のために利用致します。
また、お預かりした個人情報は、厳正に管理するとともに、お客様のご承諾なく、第三者への開示・提供はいたしません。

(船長は裏面をご確認のうえ、必ずご署名ください)



レンタルボートの借主責任について

必ず下記注意事項・保険内容をご確認ください。

安心してご利用いただくため、当店のレンタルボートは艀船を除く船外機付きレンタル艇に保険が付帯しております。

【注意事項】

- 船長及び乗船者自らが起こした人身事故及び物損事故において当店は一切の責任を負いません。
- 届け出た船長以外の操縦はできません。**また、届け出た船長以外の者が操縦をしたことにより、第三者に対して損害を与えた場合には、保険の適用対象外となります。
- 賠償・搭乗者障害・搜索救助費用保険は船外機付きのレンタル艇のみ対象とし、艀船は保険加入していません。
- 船体保険はありません。**万が一、船体及び付属品について出港時の状態を損なった場合は、借主（船長及び乗船者を指す。以下『借主』）は貸主に対して、修理・購入に係る費用を全額負担していただきます。また、事故に起因して船体が座礁、沈没等した場合に、船体の搜索に係る費用は上記搜索救助費用保険の対象外となります。船体搜索、牽引、サルベージ等の費用は借主の負担とします。
- 搭乗者傷害は、死亡・後遺障害のみ担保しており通院保障はありません。**
- 故意または重大な過失、酒酔操縦、法令違反の場合には保険は支払われません。**
- 船長の日射、熱射または精神的衝動による身体の障害、脳疾患、疾病、心神喪失により生じた傷害は保険は支払われません。
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波、戦争、内乱、暴動、テロによる障害は保険は支払われません。
- 免責額その他の保険金により補填されない損害については、借主の負担とします。
- 事故発生時に免責金額が発生した場合は1千円～5万円を負担していただきます。
- 事故発生時において、**船長が過失を認めた場合のみ保険が適用されます。**船長の過失によらない事故は保険適用対象外となりますのでご注意ください。

【保険内容】

◆賠償保険：1億円

（レンタル艇の使用に起因して船外の他人を死傷させたり、他人の財物を破損したために負担する「法律上の賠償責任」によって被る損害に対して保険金が支払われます。）

◆搭乗者障害保険：1名につき500万円

（搭乗中、急激かつ偶発的な外来の事故により、搭乗者が死傷した場合に保険金が支払われます。）

（対象となる事故のケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害が生じた場合に支払われます。）

◆搜索救助費用保険：200万円

（搭乗している方が遭難し、その搜索・救助の為に費用がかかった場合に保険金が支払われます。）

※乗船名簿に不記載がないことを確認のうえ、上記注意事項に同意をいただけましたら、下記にご署名をお願いいたします。

※乗船者のサインは船長のサインに代え省略するものとする。なお、乗船者のサインがなくても船長と共に連帯責任を負うものとする。

☐ 上記注意事項ならびに保険内容を確認し理解しました。

船長署名欄

氏名（自筆）

【店舗記入欄】		※こちらより下は店舗スタッフ記入欄です	
船名	_____	遊漁船番号	_____
定員	_____	オプション有無	_____
天候	_____	波の高さ／風力	_____／
出港時刻	_____	帰港時刻	_____
備考	_____	管理No.	_____